

重要事項説明書

訪問看護

マリモ訪問看護ステーション佐伯
株式会社マリモソーシャルソリューションズ

1. 法人の概要

名 称	株式会社マリモソーシャルソリューションズ
所 在 地	広島市西区庚午北1丁目17番23号
電 話 番 号	082-530-9089
代 表 者 氏 名	代表取締役 岡崎 健治
法人設立年月日	令和6年8月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	マリモ訪問看護ステーション佐伯
事業所の種類	指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所 令和7年4月1日 指定(広島市：3460292018) 指定訪問看護(医療保険) 令和7年4月1日 指定(指定コード： 02, 9201, 8)
事業の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
事業の目的	事業所の看護師及びその他の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり主治医が必要を認めた高齢者等に対し、訪問看護を主治医の指示のもとに計画的に実施すること、又は医療保険による訪問看護を主治医の指示のもとに計画的に実施することを目的とする。
事業所の所在地	広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目13番11号
電 話 番 号	電話：082-942-0325 FAX：082-942-0326
管 理 者 氏 名	管理者 石崎 しのぶ (看護師と兼任)
開 設 年 月	令和7年4月1日
併 設 事 業 所	指定訪問看護事業所のほか、指定介護予防訪問看護事業所及び医療保険の訪問看護ステーションも兼ねています。

3. 事業実施地域

事業実施地域	広島市佐伯区(湯来町、杉並台、五日市町(上小深川、下小深川、上河内、下河内、藤の木)、藤の木一丁目から四丁目まで、河内南一丁目及び二丁目を除く。)・西区
--------	--

* 上記以外の地域にお住まいの方もご相談ください。

4. 営業時間等

サービス提供日	月曜日から <u>金曜日</u> までとする。 (<u>祝日</u> ・年末年始休業(12月30日から1月3日)を除く。)
サービス提供時間	8:30～17:30 電話等により、常時24時間連絡可能な体制をとっています。

5. 施設・設備の概要

事業所には、訪問看護事業を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けており、また、訪問看護の提供に必要な設備及び備品を常備しています。

6. 職員の体制

(1) 各職種の職務の内容と職員配置

職	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤1名 看護師と兼務
看護職員	訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。	3名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。	1名以上 実情に応じた適当数
事務員	請求業務他	1名以上

7. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所は、訪問看護サービスを提供するにあたって、介護保険制度又は医療保険制度における関係法令を遵守します。主治医が治療の必要の程度につき、訪問看護が必要であると認めた利用者に対して訪問看護サービスを提供します。主治医による訪問看護指示書および介護保険サービスであれば介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書(介護予防サービス計画書を含みます。)に基づき、訪問看護計画を作成し、利用者及びその家族の同意を得た上で、訪

問看護計画に基づいた訪問看護サービスを提供します。訪問看護計画は必要に応じて見直します。

(1) サービスの内容

訪問看護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の訪問看護指示書に基づき、訪問看護サービスの目標や問題点、解決策等を記載した訪問看護計画書を作成します。作成した訪問看護計画は主治医に提出します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 ①状態観察、アセスメント ②褥瘡の予防・処置 ③服薬管理、カテーテル等医療機器使用の管理 ④リハビリテーション ⑤食事、栄養、排泄、睡眠、身体の清潔保持、療養生活の支援に関する援助 ⑥療養生活や介護方法の相談助言 ⑦人生の最終段階における看護 ⑧認知症、精神疾患患者の看護 ⑨その他医師の指示による医療処置 ⑩入退院時の共同指導など
緊急時の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて訪問します。
24時間体制	緊急時に対応できる体制を整え、緊急時の対応を行います。
その他必要な支援	訪問看護サービスの利用を希望される方に対する必要な手続き方法や公費負担制度等の利用等についての情報を提供します。

(2) サービス料金

上記サービスの利用に対して、介護保険制度の場合は、介護保険法に定める別紙利用料料金表に基づき、介護サービスにかかった全費用の1～3割（介護保険負担割合証に記載）が利用者負担額となり、医療保険制度の場合は、健康保険法等医療保険各法に基づき（別紙利用料料金表に記載）、加入されている医療保険により利用者負担割合は異なります。また、いずれにしても公費負担医療制度のご利用が可能です。

<償還払い>

介護保険制度において事業者が代理受領を行わない場合は、費用の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護保険給付費等が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付等の対象ではありませんので、実費をいただきます。

項 目	金 額	備 考
-----	-----	-----

① 交通費（公共交通機関を利用した場合）	実費	通常の実施地域をこえた地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。
② 交通費（自動車を使用した場合）	50円/km	通常の実施地域をこえた地点から自宅までの距離で計算した額をいただきます。
③ 衛生材料	実費	療養生活上必要となる物品を提供した場合、実費をいただきます。
④ ご遺体ケア料	15,000円	在宅において死後のケアを行った場合にいただきます。
⑤ キャンセル料	1,000円	サービス提供の前営業日までにキャンセルのご連絡がなかった場合に1提供あたりで計算いたします。ただし、利用者の容体の急変、緊急など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は徴収しません。

（４）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記（２）の利用者負担額、及び（３）の実費負担額の合計（以下、「利用料金」といいます。）は、1か月ごとに計算し、翌月２０日までにご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

1. 下記指定口座への振り込み
三井住友銀行 広島支店 普通預金 7760946
 2. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、信用組合広島商銀、ゆうちょ銀行
- ※上記金融機関にて口座振替を希望するお客様は、事業所にてお手続きを致します。
※ネット銀行につきましては、預金口座振替依頼書を受付後、金融機関から預金者へ電子メールを配信し返信確認後に口座振替の設定手続きをしていただきます。
※その他の金融機関につきましては、職員にお尋ねください。

（５）実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

8. 契約の終了

（１） 契約の終了事由

利用者又は事業者が以下のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- ・ 契約期間が満了し、かつ要介護等認定期間の更新がなされなかった場合など要介護等認定が失効した場合、あるいは主治医による訪問看護指示書が交付されなくなった場合など主治医が訪問看護の必要性がないと認めた場合

② 利用者が死亡した場合

- ③ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により訪問看護ステーションを閉鎖した場合
- ⑤ 事業所の建物又は重要な設備の滅失や重大な毀損により、訪問看護サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業者が訪問看護事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 利用者からの契約解除又は事業所からの契約解除に基づき本契約が解約された場合

(2) 利用者からの契約解除

利用者は7日以上予告期間をおいて事業者に通ずることにより、本契約を解除することがでるものとしす。ただし、以下のいづれかに該当する場合には、事業者に通ずることにより直ちに本契約を解除することがでるものとしす。

- ① 事業者が正当な理由なく訪問看護サービスを提供しない場合
- ② 事業者が契約書に定める個人情報の保護又は守秘義務の規定に違反した場合
- ③ 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為がある等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ その他やむを得ない事由がある場合

(3) 事業者からの契約解除

事業者は、事業の廃止、休止もしくは縮小又はその他のやむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間を置いて理由を示した文書で通ずることにより本契約を解除することがでるものとしす。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通ずることにより、直ちに本契約を解除することがでるものとしす。

- ① 利用者が本契約締結時に心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が契約書に定める、重要事項に関する真正の事実の申告又は各種証明資料等の提出義務の規定に違反したことにより契約解除事由が生じた場合
- ③ 利用者が本契約に基づく事業者からの請求に対し、3か月以上支払いを行わず、当該債務の履行を催告したにもかかわらず、さらに催告の日から14日以内に支払わない場合
- ④ 利用者が本契約のいづれかの規定（禁止行為の規定を含みます。）に違反し、当該状況の是正を催告したにもかかわらず、違反状態が改善しない場合
- ⑤ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ⑥ 利用者が事業者又はサービス従事者に対し、迷惑行為、暴言、暴力、各種ハラスメント

（サービス従事者に対する所定の業務範囲を超えたサービスの強要を含みます。）又は威嚇的な振る舞いを行い、そのことについて事業者が状況の催告をしたにもかかわらず状況の改善が見込めない場合

9. サービスの利用に関する留意事項

（1）当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

訪問看護の利用	心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、心身の状況に関する正確な情報をご提供ください。主治医の指示によってサービスを提供するため、定められた業務以外を行うことはできません。
感染症対策	利用者が感染症を発症した場合であっても、必要な感染対策を行った上でサービスを提供します。
電気・ガス・水道の使用	訪問看護サービスのために看護師が電気、ガス、水道を使用する必要がある場合には無償で使用いたします。
禁止行為	訪問看護師に対する暴力、暴言、威嚇、各種ハラスメントにあたる行為は行わないでください。 事業者または事業所の運営に支障を与える行為、訪問看護サービスの提供を困難にする行為は禁止します。 その他利用契約書第11条に定める各行為を禁止します。
その他	サービス利用当日に利用者の体調等の理由で予定されたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。 訪問看護師の指名はお受けできません。 利用契約書の他、事業者が定める規定等をよくお読みいただき、すべての事項にご同意ください。

（2）被保険者証等の確認

介護保険および医療保険の被保険者証やその他関係証書、公費負担医療証などの記載内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。また、介護保険および医療保険の被保険者証やその他関係証書、公費負担医療証などの確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

10. サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。なお、訪問看護計画書及びサービス提供ごとの記録は、その完結の日から5年間保存します。

（2）利用者の記録や情報の管理、開示について

関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、介護保険制度及び医療保険制度に係る関係法令を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 成年後見制度の利用を支援します。
- 苦情解決体制及び虐待の防止のための指針を整備しています。
- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について職員への周知徹底を行います。

虐待防止に関する責任者	管理者：石崎　しのぶ
-------------	------------

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	○ 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない義務を負います。 ○ 事業者は、職員である者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。 ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、主治医等の第三者に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含みます。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除（以下、「訂正等」といいます。）を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して必要な複写料は利用者又は申請者の負担となります。） ○以上のほか、その他個人情報の利用目的及び取り扱い方針等は、事業者が運営するホームページに公表する「プライバシーポリシー」のとおりとします。当該プライバシーポリシーには、「個人情報保護方針」、「ウェブサイトにおける個人情報の取り扱い」及び「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」が含まれます。なお、このうち訪問看護サービスの提供を目的とした個人情報の使用については、個人情報使用同意書に記載のとおりとします。

1 3. 緊急時の対応方法について

事業者は、サービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡し必要な措置を講じるとともに、利用者の緊急連絡先にも連絡します。

1 4. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業者は利用者に対し、速やかに損害賠償を行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険の種類	訪問看護事業者賠償責任保険
保険の概要	支援中に起きた事故について補償します。

1 5. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

(2) その他の苦情受付機関等

利用者は、本事業所以外にも「市町村窓口」や「広島県国民健康保険団体連合会」に相談することもできます。

＜お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等＞

	連絡先	受付時間
お客様窓口 (苦情受付担当)	事務担当 森本 かがり ・ 電話 082-942-0325 ・ FAX 082-942-0326	8:30～ 17:30
苦情解決責任者	管理者 石崎 のぶ ・ 電話 082-942-0325 ・ FAX 082-942-0326	8:30～ 17:30
市町村窓口	・ 広島市役所 介護保険課 電話 082-504-2183 ・ 佐伯区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係 電話 082-943-9729 ・ 西区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係 電話 082-294-6218 ・ 中区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係 電話 082-504-2570	8:30～ 17:15

	・安佐南区役所 厚生部 福祉課 高齢介護係 電話 082-831-4941 ・廿日市市健康福祉部 高齢介護課 高齢介護グループ 電話 0829-30-9155	
広島県国民健康保険 団体連合会（介護福 祉課）	〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話 082-554-0783 FAX 082-511-9126	8:30～ 17:15

16. その他

当事業所は、適切な訪問看護サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	広島市西区庚午北1丁目17番23号 株式会社マリモソーシャルソリューションズ 代表取締役 岡崎 健治 ㊞
事業所名	マリモ訪問看護ステーション佐伯
説明者	㊞